平成２１年（フ）第１２５０号
仙台市宮城野区福田町２丁目25番20号　行方ハイツ201
債務者　及川　くみ
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３号
宮城県大崎市古川栄町３番52号　ロイヤルヒルズサザンカ203号
債務者　湯山　修一
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１５２号
宮城県栗原市若柳武鎗字下土手ノ内269番地
債務者　菊地　邦子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
宮城県大崎市田尻桜田高野字中田71番地
債務者　佐々木良子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１７１号
宮城県加美郡加美町城生字前田42番地　前田住宅５－２－３
債務者　米川　勝義
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
宮城県加美郡加美町城生字前田42番地　前田住宅５－２－３
債務者　米川　恵理
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第７１号
秋田県にかほ市象潟町字太郎島９番地19
債務者　大場ひとみ
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第４０６号
茨城県ひたちなか市大字津田2153番地76
債務者　森田いずみ
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４８７号
茨城県水戸市見川２丁目259番地の２　桜川コーポＢ棟101号
債務者　上遠野陽介
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４９９号
茨城県水戸市新荘１丁目５番51－406号　ロマーヌ水戸第４
債務者　三浦　良一
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５００号
茨城県小美玉市小岩戸2025番地36、住民票上の住所水戸市元吉田町705番地の３
債務者　大内　美貴
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５１２号
茨城県鉾田市串挽1311番地市営住宅5306号
債務者　枝川　　高
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１１０号
茨城県取手市東１丁目４番８号
債務者　中根　昭一
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１２号
茨城県稲敷市三次1075番地
債務者　坂本みどり
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
茨城県守谷市松前台３丁目26番地８栗原方
債務者　内間　聡宏
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
茨城県龍ケ崎市愛戸町７番地
債務者　折原　輝子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
茨城県守谷市本町3277番地の１ソレーユナカジマ202
債務者　高木　由之
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係